

奈良県訓令第八号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条中第二十七号を第二十八号とし、第二十号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十九号ア中「知事公室長」の下に「、南部振興監」を加え、同号イ中「文化観光局次長、平城遷都千三百年記念事業推進局次長、こども家庭局次長」を「観光局次長、こども・女性局次長」に改め、「参事」の下に「、主幹」を加え、「エからコマで」を「エ及びカからケまで」に改め、同号カを削り、同号オ中「文化観光局次長並びに観光振興課、ならの魅力創造課、国際観光課及び文化課」を「観光局次長並びにならの魅力創造課、ならのにぎわいづくり課及び国際観光課」に、「文化観光局長」を「観光局長」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 南部振興課長 南部振興監

第二条第十九号キ中「こども家庭局次長並びにこども家庭課及び少子化対策室」を「こども・女性局次長並びに子育て支援課、こども家庭課及び女性支援課」に、「こども家庭局長」を「こども・女性局長」に改め、同号ケ中「緑化フェア推進室」を「奈良公園室」に改め、同号サ中「次長」を「付」に改め、同号シ中「主幹」の下に「、付」を加え、同号を同条第二十号とし、同条中第十八号を第十九号とし、第八号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号中「文化観光局長及び平城遷都千三百年記念事業推進局長」を「観光局長」に、「こども家庭局長」を「こども・女性局長」に、「並びに」を「及び」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 南部振興監 規則第三条第三項に規定する南部振興監をいう。

第四条の二第二項中「支障がある者を」を「支障がある者（以下「要介護者」という。）を」に改める。

第七条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 要介護者の介護その他の世話を行うため特別休暇をとろうとするときは、要介護者の状態等申出書及び要介護者に係る医師の診断書等の証明書を提出しなければならない

い。

附則第五項を削る。

日曜日又は日曜相当日(A)		日	
1日		1日	
		2日	
		3日	
		4日	
		5日	
		6日	
		7日	

8 日	
9 日	
10 日	
11 日	
12 日	
13 日	
14 日	
15 日	
16 日	
17 日	

第十二号様式中

8 日
9 日
10 日
11 日
12 日
13 日
14 日
15 日
16 日
17 日

を

に

「

計

((A) 該当日を除く)

」

を

「

」

18 日	
19 日	
20 日	
21 日	
22 日	
23 日	
24 日	
25 日	
26 日	
27 日	

18日
19日
20日
21日
22日
23日
24日
25日
26日
27日

28 日	
29 日	
30 日	
31 日	

」

28 日
29 日
30 日
31 日

」

に改める。

計

」